

勝浦市農業委員会会議録

(4 月定例会)

平成31年4月8日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 吉 野 常 男	3 番 川 崎 清 貴
4 番 吉 野 勇 孝	5 番 黒 川 義 治	6 番 鈴 木 康 弘
7 番 末 吉 富 榮	8 番 酒 井 明	9 番 渡 邊 薫

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について

第4 その他

○会長（渡邊薫） 本日はお忙しいところ会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

もう今週末くらいから田植えも始まり、大変忙しい時期に差し掛かっているところであるかと思いますが、本日はどうかよろしく願いいたします。

○議長（渡邊薫会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成31年勝浦市農業委員会4月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、1番吉野茂子委員及び2番吉野常男委員を指名いたします。

よろしく願いします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は小羽戸の田、1筆、804平方メートル、太陽光発電所に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル212枚、発電出力41.3キロワットです。

転用の時期は平成31年5月10日から平成31年7月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したいとして計画し、譲渡人は譲受人の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成28年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別24円、税込み25.92円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

申請位置は、元北中学校の●側、約●●●メートルの地点となります。

続きまして、状況等について報告いたします。

現況は、耕作されておらず雑草が繁茂している状況です。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地は耕作されていないことから営農条件への支障はないものと考えられます。代替性については、他の土地との検討も妥当と思われること及び電力会社との手続きも進捗していることから、遅滞なく申請に係る用途に供することができると認めて差し支えないと思われまます。

以上で説明と報告を終わります。

○議長（渡邊薫会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、吉野茂子委員。

○1番（吉野茂子委員） 勝浦では太陽光発電の申請がいっぱい送電線の工事が完了するまで申込みができないという話を聞きましたが、その辺がいかがでしょうか。

○事務局長（窪田正） 2月4日に東京電力パワーグリッドの会社のホームページにプレスされた内容のもので、勝浦を含む外房エリアの送電の能力は今現在申請が上がっているところを全て接続したとすると容量オーバーになってしまうというところで、新たな申請については接続系統の回答ができるのが2024年度以降になるでしょうというような話になっております。

以前に出された申請がその申請のとおり接続された場合、その容量がいっぱいになってしまうという内容のものです。

そこで、過去に申請が出されたものでまだ設置されていない箇所につきましては、東京電力パワーグリッドの方で、一件ずつ確認の方を行っている状況でして、接続できないところに関しては4月に入ったら、直接申請者に連絡を取るという流れになっております。

平成31年3月末くらいまでに、過去数年の申請分については精査するというところで、これに関しては東電の内部作業になるので、こちらの方には情報提供はありませんが、接続できる見込みのないところについては、東電の方から直接申請者の方へ連絡することになっておりますので、連絡がないところにつきましては、接続ができるのかなというような状況になっております。

その対象が発電の出力が50キロワット未満の設備になっておりまして、個人が屋根に設置しているような規模のものについては対象になっていないということです。

50キロワット未満というと、1反から2反くらいに設置する200枚から300枚くらいのパネル数の設備がその施設に該当するイメージです。

転用の許可が出た後に、速やかに目的どおり転用ができなければいけないというのが許可要件に入りますが、それが指針の中に概ね1年以内と記載されております。

つまり、接続が2024年度以降になるものについては、1年以内に転用ができませんので申請自体を受けることができませんし許可もできないという状況でございます。

東京電力の方では、2024年までの期間中も受付は行っていき、接続できるかどうかは精査してみないと分からないという話でありましたので、申請が上がってきたものに関しては東電の結果待ちというような状況です。

○1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。

○議長（渡邊薫会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号9番から11番の3件につきましては、●番●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となり、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成31年3月22日付けで決定を求められたものです。

このたびの4月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画11件、31,177平方メートル、再設定計画1件、1,296平方メートル、合計12件、32,473平方メートルです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、白木の田、1筆、1,077平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

3ページをご覧ください。

申請番号2番、芳賀の田、2筆、2,955平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

4ページをご覧ください。

申請番号3番、松野の田、1筆、2,047平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号4番、松野の田、1筆、1,976平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号5番、松野の田、1筆、1,961平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号6番、白木の田、2筆、2,713平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号7番、大楠の田、2筆、4,147平方メートル、利用計画は田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号8番、南山田の田1筆、1,296平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号9番、杉戸の田、1筆、1,713平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号10番、杉戸の田、1筆、1,046平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号11番、杉戸の田、1筆、1,894平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の新規設定です。

13ページをご覧ください。

本件は、大楠地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

内容といたしましては、申請番号12番、大楠の田、9筆、9,470平方メートル、畑、2筆、178平方メートル、合計11筆、9,648平方メートル、利用計画は水田及び普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から10ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から8番及び12番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（渡邊薫会長） 举手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、新背番号9番から11番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（渡邊薫会長） 举手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報告第1号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出に

ついて、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

報告第1号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出については、資料の14ページになります。

このたびの4月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は1件であり、受付後に県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成31年勝浦市農業委員会4月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成31年4月8日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
